

# 鈴木重信撰葦水翁行狀の發見と

## 大山爲起の生祠

文部省研究所長 加藤玄智

葦水翁行狀として『事實文編』や『神道叢說』の中に載せて有るのは、藤原好澄の撰にかかるものであつて葦水翁即ち大山爲起の前半生の描寫である。然るに此の頃羽倉敬尙君から恩借した葦水翁行狀と題する寫本を披閱するに、前記藤原好澄の撰に成る葦水翁の傳に加へるに、翁の門人鈴木重信の舉に成つた翁の後半生の傳が添つてある。之れに依ると翁の京都在住中の生活と、その臨終迄が大體分かる。故に鈴木重信の撰した部分は、まだ世に知られることが少いと云ふ點で貴重な史料である。然るに余の生祠研究に取つては此部分が特に貴重である。その故は今日迄、世に流布してゐる葦水翁行狀には、翁生祠の記事が無いが、鈴木重信撰の葦水翁行狀には、チャンと葦水翁即ち大山爲起の生祠の記事が出てゐる。之れに據ると、大山爲起は山崎闇齋と同じ様に、自らその生魂を生祠してゐる。それから繼續し

て、今日伊豫の味酒神社の近い所に、葦水大山爲起の生祠葦水社が出來たのである。此の史實が鈴木重信の葦水翁行狀から明瞭に分るので、この行狀は、余の生祠研究に取つては、貴重なる史料と云はなければならぬ。そこで本書の恩借を得た羽倉敬尙君の好意を深謝せざるを得ない。仍て今事實文編にも神道叢說にも載せてない鈴木重信撰葦水翁行狀の全文を左に載せて、其史料を世の研究家に紹介し、併せて余自身の備忘ともしようと思ふ。乃ち左の通りである。

## 葦水翁行狀

鈴木重信撰

奏忌一寸爲起翁者正徳元年辛卯五月九日於于與洲松山味酒社自封魂魄葦水靈而  
 白銅渾沌宮生勸請而藤原安兼重信言曰我死去後無祭死日必以五月九日可祭我養父祭日也又曰我死後渾沌宮者重信上京而迎之味酒社主宅地之丑寅之方造小社可祭是懇申其後爲起歸于洛陽造草庵一名葦水軒庭植葦自詠歌自筆一枚書之而一枚賜予一枚掛置于艸庵也

額曰

葦

之後我也土乃安  
之美乃久左乃安

水

志計禮留和興  
師仁世豫登乃興

軒

遠之惠奈留羅

右之額今有葦水社也

洛稻荷祠官秦忌寸昌爲余語曰爲起草庵之當東有三嶋社自庵去八丁餘每夙起不苦風雨寒暑沐浴着清衣服而詣此社松山之領主源定直公同定英公之欲報恩義而祈武運長久于時從正德癸巳年二月廿九日起逢病日日病重同三月十日如例社參終歸庵家久有僕常傳青物送日示彼曰予因于病從明日不得步行彼社汝代予日日可詣賜七日價七日以價死後考從二十一日至二十一日是十七日也先知死日明矣同十五日自取筆書遺狀告稻荷神職秦昌爲曰孫稻荷元祖從秦伊呂久三十子痾彌甚而難叶醫療死可限一二日予死後從松山重信可來則編集書籍卯七代之後胤也與遺書添津池宮重信可渡云爾同十六日近侍有老女言彼曰予命可限明日予養父正康死日食鴨羹飲酒卒矣按常先生有幸予又可如此此日從正親町大納言公通卿欲問病而饋鶴幸哉明日可爲羹女曰諾予時十七日辰刻乞清盤盥漱向彼津池宮中臣祓三座三種大祓十二座誦終彼昨夜所乞之食羹飲酒終早可退其器物言又命女以帝使掃寢處近侍輩可隔床言終攝掌誦祓午之刻享年六十三而神退也則葬山城國鳥邊山云爾渾沌宮因于遺命余上京而迎之歸國而同五月九日味酒社主藤原朝臣安勝宅地

丑寅之方建ニ小社遷祭レ之則號ニ草水社也安兼不幸短命而先於翁卒矣安兼者爲一起翁味酒且垂加翁自筆道極祕一卷并草水翁神道碑祕稿荷祕卷編集自筆之書籍等翁因于遺命安兼之適子于安勝授之也草水翁遺狀并編集書籍艸稿不殘余納箱也于時

正徳三癸巳年五月十五日

右一冊鈴木重信以直本令書寫之墨于時

享保十一丙午年三月 日

稻荷社司 秦忌寸 爲 購（華押）

尙昭和九年は余が嘗て帝大其の他で神道を講義して居つた草稿整理に忙しく暮れて、遂に各地の有志より惠贈された本邦生祠の新資料を研究し整頓して世に公にする丈の餘裕が無つたのを殘念とするが、今左に余の研究に好意を寄せられて、生祠研究資料を寄せられた同學諸彦の好意を多謝し、更に本年度に於て、同學の士が生祠研究の資料を寄せられる丈の好意を余の生祠研究に對して有せられることを、今又更に御願申して置く次第である。今本篇に筆を擱くに當り、昭和八年中に、余の手許迄生祠研究資料を態々惠贈された諸彦の芳名を錄して、その好意を深謝する。

福田畔二郎君、小川喜代藏及田村茂美兩君、助川正誠君、篠山廉君、鈴木萬吉君、大橋傳尊君、八木昌平及岡部鎌三郎君、宮本佐太君、中山久四郎君